

令和7年度 認定こども園・(旧)幼稚園・認可外保育施設等の認定手続 案内書

※ 本案内書で使用する用語の意味は、次のとおりとします。

用語	意味
認定こども園	認定こども園の幼稚園(教育)部分のことをいいます。
幼稚園	子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園(名護市内では公立幼稚園)のことをいいます。
旧幼稚園	子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園(名護市内ではうみのほし幼稚園)のことをいいます。
認可外保育施設等	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり保育事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業をまとめて呼ぶときに使用します。
保育施設等	認可保育園、認定こども園の保育部分、小規模保育事業所をまとめて呼ぶときに使用します。

この案内書は、①認定こども園、幼稚園を利用する方が必要な認定の手続、②旧幼稚園、認可外保育施設等^等を無償で利用するために必要な認定の手続について案内しています。

もくじ	
第1 施設(事業)と認定の種類 1 施設(事業)の種類・・・P.3 2 認定の種類・・・P.4 第2 幼稚園、認定こども園について 1 利用できる時間・・・P.7 2 利用までの主な流れ・・・P.7 3 必要な認定の種類・・・P.8 4 認定の申請方法(認定こども園) ・・・P.8 5 認定申請に必要な書類(認定こども園) ・・・P.9 6 利用開始後に必要な手続・・・P.12 7 広域利用について・・・P.16 8 保護者負担額(保育料)等について・・・P.17 第3 旧幼稚園を無償で利用する 1 必要な認定の種類・・・P.21 2 手続きの流れ・・・P.22 3 給食費の免除について・・・P.22	4 認定の申請方法 ・・・P.23 5 認定申請に必要な書類(給食費免除対象者の確認申請も含む) ・・・P.23 6 認定決定後に必要な手続・・・P.25 第4 認可外保育施設等を無償で利用する 1 無償の対象者と対象施設等・・・P.30 2 必要な認定の種類・・・P.31 3 手続きの流れ・・・P.31 4 認定の申請方法 ・・・P.32 5 認定申請に必要な書類 ・・・P.32 6 認定決定後に必要な手続・・・P.34 第5 旧幼稚園・認可外保育施設等の無償化方法 1 施設等利用給付費の支払方法・・・P.36 2 幼保助成事業の無償化方法・・・P.37 3 償還払い(払い戻し)の手続方法 ・・・P.37 第6 よくある質問と回答(FAQ) ・・・P.39

各種制度の説明や申請に必要な書類の様式ダウンロードは、
名護市ホームページを活用してください。

<http://www.city.nago.okinawa.jp/kurashi/2018071700369/>

QRコード



●令和7年度の年齢別クラスの区分

クラス(年齢)	児童の生年月日	クラス(年齢)	児童の生年月日
0歳	令和6年4月2日生～	3歳	令和3年4月2日生～令和4年4月1日生
1歳	令和5年4月2日生～令和6年4月1日生	4歳	令和2年4月2日生～令和3年4月1日生
2歳	令和4年4月2日生～令和5年4月1日生	5歳	平成31年4月2日生～令和2年4月1日生

第1 施設(事業)と認定の種類

第1 施設（事業）と認定の種類

1 施設（事業）の種類

(1) 利用するために教育・保育給付認定が必要な名護市内の施設

施設の種類		特徴	教育・保育給付認定
教育施設	幼稚園	満3歳から小学校就学前まで(施設により異なる)の子どもを対象に、心身の発達を助長するための「教育施設」であり、学校教育法に基づき設置されるものです。(名護市は公立幼稚園のみ)	1号認定 (教育認定)
	認定こども園 (教育利用)	幼稚園と保育園の特徴をあわせもつ施設。満3歳から就学前まで(施設により異なる)の教育を必要とする方が利用できます。	
保育施設等 (※)	認可保育園	0歳から小学校就学前まで(施設により異なる)の子どもを、家庭で保育できない保護者の代わりに保育する施設です。	2号認定 3号認定 (保育認定)
	認定こども園 (保育利用)	幼稚園と保育園の特徴をあわせもつ施設。0歳から小学校就学前まで(施設により異なる)の保育を必要とする方が利用できます。	
	小規模保育事業	0歳から2歳児クラスまで(施設により異なる)の子どもを対象とし、19名以下の少人数で保育をおこなう施設です。	

※ 保育施設等の利用や手続については、別冊の案内書を確認してください。

(2) 施設等利用給付認定を受けていると利用料が無償となる施設（事業）

施設（事業）の種類			施設等利用給付認定
教育施設	旧幼稚園	満3歳から小学校就学前まで(施設により異なる)の子どもを対象に、心身の発達を助長するための「教育施設」であり、学校教育法に基づき設置されるものです。	1号認定 (教育認定)
保育施設	認可外保育施設	0歳から小学校就学前まで(施設により異なる)の子どもを、家庭で保育できない保護者の代わりに保育する施設です。	2号認定 3号認定 (保育認定)
その他 保育事業	預かり保育事業	(旧)幼稚園や認定こども園の在園児を教育時間の終了後にも、希望者を対象に子どもを預かる事業です。	
	一時預かり保育事業	主に保育園や幼稚園等を利用していない子どもを預かる事業です。現在名護市では緑風こども園のみ実施しています。	
	病児保育事業	病气中や病気の回復期で集団保育などを受けることができない子どもを対象に、病院等で一時的に預かる事業です。	
	ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を行う人(まかせて会員)と育児を手助けして欲しい人(おねがい会員)を結び付け、子育ての相互援助活動を応援する事業です。	

※ 各施設（事業所）が所在する市区町村から、基準を満たしているとして無償化対象の施設（事業）であることの『確認』を受けていない施設（事業）は無償化の対象外となります。

※ 令和6年10月から指導監督基準を満たさない認可外保育施設は無償化の対象外となります。

認可外保育施設にもいろいろな種類があります！

▼名護市内にある認可外保育施設の種類

認可外保育施設の種類	特 徴
通常の保育所	利用を希望する方の制限はありません。利用の申込は直接施設に行います。
事業所内保育所	保育所を運営する法人等の従業員が利用できる施設です。
居宅訪問型	いわゆるベビーシッターです。自宅や指定された場所で子どもを預かります。
企業主導型保育施設(※)	国から助成を受けて運営している事業所内保育施設です。基本的に運営する法人等で勤務する方が利用できますが、施設によっては「地域枠」という従業員以外の方も利用できる受入枠があることがあります。地域枠での利用申込は直接施設に行いますが、利用の要件として名護市から「教育・保育給付認定」を受ける必要がある場合があります。

※ 企業主導型保育施設を無料で利用するために「施設等利用給付認定」を受ける必要はありません。詳細は31ページを確認してください。

2 認定の種類

(1) 教育・保育給付認定

認定の種類	要件		
	年齢	保育の必要性	課税状況
1号認定 (教育認定)	満3歳以上	必要なし	要件なし
2号認定 (保育認定)	満3歳以上	必要あり	要件なし
3号認定 (保育認定)	満3歳未満	必要あり	要件なし

※ 「保育の必要性がある」とは、保護者のいずれもが就労しているなど、保育ができない状況にあることをいいます。(次ページ参照)

(2) 施設等利用給付認定(「新認定」とも呼ばれています)

認定の種類	要件		
	年齢	保育の必要性	課税状況
1号認定 (教育認定)	満3歳以上	必要なし	要件なし
2号認定 (保育認定)	3～5歳児クラス	必要あり	要件なし
3号認定 (保育認定)	0～2歳児クラス	必要あり	非課税世帯

※ 次の施設等を利用している人は、施設等利用給付認定を受けることができません。

- ① 保育施設等(認可保育園、認定こども園の保育部分、小規模保育事業)
- ② 企業主導型保育施設

③ 保育の必要性(保育を必要とする事由)とは？

「保育の必要性がある」とは、保護者のいずれもが次のいずれかの状況に該当する場合をいいます。

事由	保育の認定基準	認定の有効期間
①就労(※1)	月に64時間以上労働することを常態としていること	当該状態が続く間
②妊娠・出産	妊娠中であるか、又は出産日から起算して5か月を経過する日の翌日が属する月の末日まで、新生児の兄・姉(申請児童)が、保育が必要であること	産後5か月を経過する日の翌日が属する月の末日まで
③疾病・障がい	・医師の診断により治療に1か月以上の期間を要し、申請児童の保育が必要であること ・心身障がいのため、申請児童の保育が必要であること	当該状態が続く間
④介護・看護	月に64時間以上、親族等を常時介護又は看護していること(親族等の見舞いは含まれない。)	当該状態が続く間
⑤災害活動	震災、風水害、火災その他の災害を被災し、その復旧に当たっている間、申請児童の保育が必要であること	当該状態が続く間
⑥求職活動	求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていること	最大90日間
⑦就学	月に64時間以上、学校等の教育施設に在学、又は職業訓練校等での職業訓練等を受けていること	卒業(修了)予定日が属する月の末日まで
⑧育児休業中の継続通所(※2)	父または母のどちらかが育児休業中であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子ども(兄または姉)が、既に施設等を定期利用しており、当該育児休業の間に施設等を引き続き利用することが必要であること。 (※在園児の継続認定のための制度です。新規の認定申請の事由には使えません。)	育休対象児が2歳になる日の前日の属する月末まで
⑨みなし育休中の継続通所(※2)	0歳6カ月から2歳までの児童を家庭保育するため、当該児童以外の小学校就学前子ども(兄または姉)が、既に施設等を定期利用しており、当該家庭保育をする期間に施設等を引き続き利用することが必要であること。 (※在園児の継続認定のための制度です。新規の認定申請の事由には使えません。)	家庭保育(みなし育休)の対象となっている児童が2歳になる日の前日の属する月末まで
⑩虐待・DV	児童への虐待のおそれ、配偶者からのDV等のおそれがあり、家庭保育が困難と認められる場合	当該状態が続く間
⑪その他	上記に類する状態にあり、申請児童の保育が必要であると認められる場合	当該状態が続く間

※1 収入を伴わない手伝いやボランティア等は、就労実態が確認できる書類等提出がない場合、就労として認められないことがあります。

※2 ファミリー・サポート・センター事業、病児保育事業、一時預かり保育事業では「育児休業中の継続通所」または「みなし育休中の継続通所」の事由は認められていません。

また、育休中の方が認定申請をする場合は、認定開始月の翌月までに育児休業から復帰することを前提とした「就労」事由での申請となります。

第2 幼稚園、認定こども園について

第2 幼稚園、認定こども園について

1 利用できる時間

幼稚園(旧幼稚園をのぞく)、認定こども園を利用できる時間(教育時間)は、1日4時間を目安として、各施設が定める時間となります。各施設が定める教育時間の前後の利用は「預かり保育」での対応となりますので、各施設に確認をお願いいたします。

※ 施設によっては、夏休みや春休みなどの休み期間があることもありますので、利用を考えている施設に確認をお願いします。

2 利用までの主な流れ

公立幼稚園と公立認定こども園については、別冊の案内書を確認してください。

① 事前準備

- 利用時間、休みの期間、特色等は各施設によって異なりますので、事前に希望する幼稚園や認定こども園に問合せや見学することをおすすめします。
- 申込締切日までに、申込に必要な書類を確認し、準備してください。

② 申込(面接)

- 利用申込は、直接施設で行ってください。申込期間などは、各施設によって異なりますので、確認をお願いします。
- 認定こども園では③の認定申請に必要な書類を同時に提出させることがありますので、各施設に確認をお願いします。
- 施設によっては、申込の際に面接を行うことがあります。

③ 認定申請

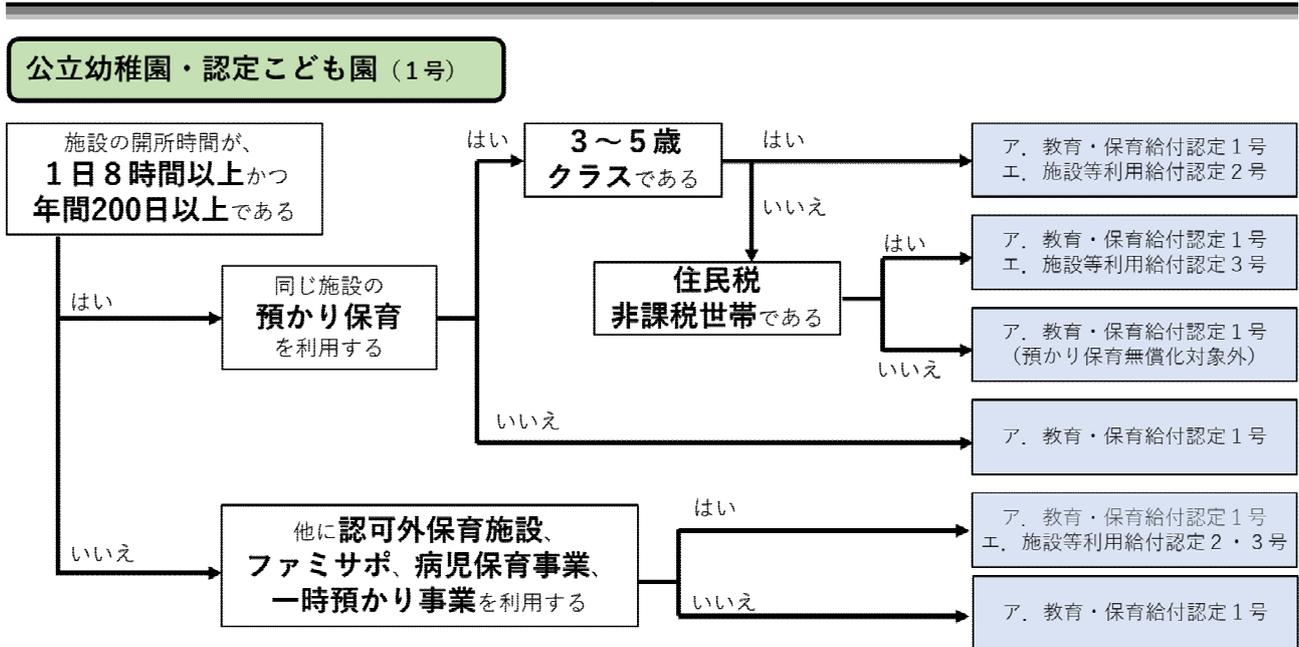
- 内定後、利用開始までに名護市から認定を受ける必要があります。認定の申請は施設経由で行うことも可能ですが、認定の種類によっては、保育・幼稚園課窓口で直接申請する必要がありますので、事前に確認をお願いします。(認定申請については次のページ参照)

④ 認定決定、利用開始

- 認定申請の審査後、認定決定通知および保育料決定通知(+該当者は副食費免除通知)を郵送します。必要に応じて施設に認定決定通知を提示し、利用開始となります。

※ 主な流れのみ記載しています。施設によって集団面接や入園説明会があるなど、スケジュールが異なりますので、各施設に確認をお願いします。

3 必要な認定の種類



預かり保育を無償(上限額あり)で利用するためには、『施設等利用給付認定2・3号』を受ける必要があります。無償化の実施方法(仕組み)などは、36ページ以降に記載しています。

※ もともと預かり保育の利用料が0円である場合は『施設等利用給付認定2・3号』を受ける必要はありません。

※ 『施設等利用給付認定2・3号』を受けていないと、預かり保育が利用できないわけではありません。

4 認定の申請方法(認定こども園)

公立幼稚園と公立認定こども園については、別冊の案内書を確認してください。

(1) 受付期間

受付期間	～利用開始日まで(提出された書類の審査が必要ですので、利用開始日の10日前までの提出にご協力をお願いします。)
------	---------------------------------------------------------

※ 4月から利用開始する場合は、対象人数が多いため、受付期間を指定することがあります。利用予定の施設を通してご連絡いたします。

(2) 受付場所(申請書提出先)・受付時間

《教育・保育給付認定1号のみ》※預かり保育を利用しない方・預かり保育を実費(もともと無料)で利用する方

受付時間	提出先の施設による
受付場所	利用開始予定の施設

《教育・保育給付認定1号+施設等利用給付認定2・3号》※預かり保育の利用料を無償にしたい方

受付時間	8:30 から 17:15 まで (12:00～13:00の間は、対応できる職員の人数が少ないため、お待ちいただくことがあります。)
受付場所	〒905-8540 名護市港一丁目1番1号 名護市 保育・幼稚園課 保育係 窓口 (本庁舎西側1階)

5 認定申請に必要な書類(認定こども園)

- ※ 公立幼稚園と公立認定こども園については、別冊の案内書を確認してください。
- ※ 『』で書かれた書類は、必ず名護市指定の様式で提出してください。
- ※ 証明日(発行日)がある書類の有効期限は、3か月です。(受給者証、障害者手帳など一部書類をのぞく)

A 教育・保育給付認定1号(預かり保育なし)のため必要な書類

全ての人が必要な書類

① 『名護市(教育・保育、施設等利用)給付認定申請書』(申請児童につき1部)

② 『マイナンバー届出書』(世帯につき1部)+本人確認書類(※)

※ 本人確認書類は、次のとおりです。

本人 確 認 書 類	番号確認のための書類	次のうち1点(申請保護者のもの) 個人番号カード、個人番号通知カード、個人番号記載の住民票の写し
	身元確認のための書類	〈A 顔写真付きの証明書〉申請保護者のもの…次のうち1点 個人番号カード、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、障害者手帳等、その他公的機関から発行されたもの または 〈B 顔写真なしの証明書〉申請保護者のもの…次のうち2点 健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当の受給を確認できる書類、生活保護受給者証、医療費助成受給者証、印鑑登録証明書、社員証、学生証、本人名義の預金通帳など
	代理申請(祖父母等が代わりに窓口で申請)の場合に必要な書類	①『委任状』 ②申請保護者の番号確認のための書類 ③代理申請者の身元確認のための書類

※ 保育施設等や幼稚園の手続のため、保育・幼稚園課に提出済である場合、②は不要です。

※ 施設経由で提出する場合、本人確認書類は、コピーの添付が必要です。窓口で申請する場合は、提示を受けて職員が確認を行います。

※ 本人確認書類は、現在の住民票に記載されている情報と一致するものです。

該当する人が必要な書類

保育施設等や幼稚園の手続のため、3か月以内に該当する書類を提出している場合は、提出不要です。

状況	必要な書類
生活保護を受けている世帯	生活保護受給証明書(全世帯員記載のもの)
中国残留邦人等の支援給付を受けている世帯	支援給付受給証明書
里親世帯	里親委託証明書(児童相談所発行のもの)
ひとり親世帯	① 《児童扶養手当受給中》 ・児童扶養手当受給者証の写し 《児童扶養手当受給していない人》下記のうち1つ ・児童扶養手当認定通知書など受給資格がわかる書類の写し ・母子及び父子家庭等医療費助成受給者証の写し ・戸籍謄本(離婚日または未婚であることの確認) ② 申請児童と保護者の健康保険証の写し

(前ページのつづき)

状況	必要な書類
事実婚相手がいる世帯	事実婚相手を保護者として扱うため、各種必要な書類
同居人に障がい児(者)がいる世帯 (申請児童を含む。)	次のうち交付されているものの写し 身体障害者手帳、特別児童扶養手当の受給を確認できる書類、療育手帳、障害基礎年金証書、精神障害者保健福祉手帳など
保護者のいずれかが ・米軍人など日本国内で税申告がなかった場合 ・国外で収入があった場合	《保育施設等を4月～8月に利用するとき》 2023年1月～12月の収入がわかる書類(W-2(2023)など) 《保育施設等を9月～3月に利用するとき》 2024年1月～12月の収入がわかる書類(W-2(2024)など)
申請児童の保護者または兄弟姉妹が市外在住	市外に在住する方の 住民票謄本 の写し
申請児童の兄弟姉妹が右記の施設等を利用している場合	『施設等在籍証明書』 《対象施設》 特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、児童発達支援施設、医療型児童発達支援施設、市外の幼稚園 ※ 利用開始希望月の前までに卒園(利用終了)予定の場合は不要
同一住所・建物内に生計が別である親族等(同居人)がいる場合	生計が別であることがわかるもの (例)光熱費等の領収書、賃貸借契約書、家賃領収書などの写し

【注意！同居人とは】

子ども・子育て支援新制度では、同一世帯でない(世帯分離している)場合でも、同一住所・同一建物に居住する人を同居人として取り扱うこととされています。

(例)住民票上「〇〇〇」と「〇〇〇2階」で分かれている→同居人として扱います。

同一住所内に建物が2棟あり、それぞれで別世帯が住んでいる→同居人として扱います。

B 施設等利用給付認定2・3号(預かり保育無償化)のための追加資料

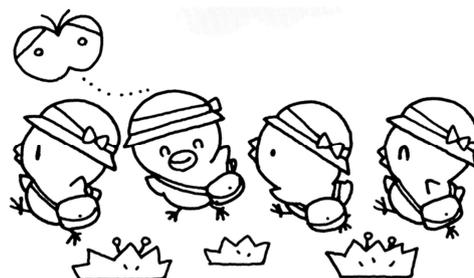
① 保育を必要とする証明書(世帯につき1部・保護者それぞれ必要)

下記のうち、利用開始月の状況に該当する書類を提出してください。保育施設等や幼稚園の手続のため、3か月以内に該当する書類を提出している場合は、提出不要です。

事由	状況	必要な書類
月64時間以上の就労(内定・復帰予定・各種休業中を含む。)	下記自営業等以外の就労	『就労証明書』 ※【就労証明書(簡易版)】記載要領を確認してください。
	自営業等(農林水産業含む。)※株式会社、有限会社等は含まれない。	①『就労証明書』 ②『就労状況申告補助票(2・3号認定用)』 ③その他事業を行っていることが客観的にわかる書類 ・営業収入申告・専従者申告をしているなど、税申告内容で就労の事実が確認できる場合→不要 ・最近新規開業した場合→「開廃業等届出書(控)」の写し、「営業許可証」の写しなど事業開始がわかるもの+直近3か月の収支内訳書の写しなど収支がわかるもの

		<ul style="list-style-type: none"> ・新規で農業を始めた場合→「農業従事者資格証明書」など農業従事者であることがわかるもの+直近3か月の収支内訳書の写しなど収支がわかるもの ・個人受託者→「業務請負(受託)契約書」の写しなど請負(受託)内容がわかるもの+直近3か月の収支内訳書(給与・報酬の明細)の写しなど ・上記以外→直近3か月の収支内訳書または給与・報酬の明細の写しなど
妊娠・出産	妊娠中または産後5か月以内	親子健康手帳(表紙と分娩予定日または出生日記載ページ)の写し
疾病・障がい	疾病・負傷等により保育が困難	『診断書(世帯員用)』
	障がいにより保育が困難	①『障がい状況等申告書』 ②障害者手帳等(※)の写し又は『診断書(世帯員用)』
月64時間以上の介護・看護	親族等の介護・看護により保育が困難	①『介護・看護状況申告書』 ②介護・看護を受けている者の『診断書(被介護・看護者用)』、障害者手帳等(※)または要介護認定証の写し
災害復旧	災害復旧活動により保育が困難	①公的機関が発行する災害・被災証明書等 ②災害復旧に当たる日数・時間等が確認できるもの
求職活動	求職活動・起業準備中	①『就労誓約書』 ②ハローワークで求職活動をしている場合→ハローワークカード、ハローワーク受付票の写し ③起業準備中の場合→起業計画書、起業活動スケジュール、契約書など起業内容がわかるもの
月64時間以上の就学	学校等・職業訓練校に通っている	①『在学証明書』 ②名護市の指定様式以外の在学証明書を提出する場合→授業・訓練等の日数・時間及び卒業(修了)予定年月日が確認できるもの(カリキュラム等)
その他	その他状況により保育が困難(DV・虐待のおそれを含む。)	状況に応じて必要な書類を案内しますので、保育・幼稚園課窓口に相談してください。

※ 障害者手帳等・・・身体障害者手帳、特別児童扶養手当の受給を確認できる書類、療育手帳、障害基礎年金証書、精神障害者保健福祉手帳など



6 利用開始後に必要な手続

就労状況や家庭の状況など、申請したときと状況が変わった場合は、必ず窓口で手続が必要です。
変更があるにもかかわらず手続がない場合は、虚偽の申請となるため、認定取消となることがあります。

▼手続が必要な場合の例(世帯や家庭の状況に関する事)

主な変更の内容 (家庭の状況等に関する事)	提出書類
・名護市外に転出する	変更届 (転出後も引き続き同じ施設を利用する場合は、転出先の市区町村と協議する必要があるため、事前にご相談ください)
・施設を退園する	在園している施設で退園の手続をしてください
・名護市内で転居した ・世帯構成に変更があった(同居家族の増減、離婚・結婚、単身赴任等) ・電話番号に変更があった	変更届 (世帯員増の場合→14、15ページ参照)
・同じ施設内で1号→2号(2号→1号)で利用することとなった ・預かり保育を無償で利用する(1号→2号) ・預かり保育を無償で利用していたが、利用しなくなる(2号→1号)	《1号→2号の場合》 認定変更申請書+保育を必要とする証明書 《2号→1号の場合》 認定変更申請書
生活保護を受けることとなった、または受給の停止・廃止となった	生活保護受給証明書 (全世帯員記載のもの)
ひとり親家庭となった	《離婚、死別、未婚の場合》 ① 戸籍謄本 ② 健康保険証の写し (保護者と児童) ※①②について、発行元の都合で事実発生月内に提出ができない場合は、先に「変更届」のみ提出してください。 ③ 児童扶養手当受給者証 (受給者のみ) ※証書が出来次第、後日提出してください 《別居、別生計で離婚調停または裁判中の場合》 調停期日通知書など、事実が確認できる書類の写し
・結婚した ・事実婚状態となった	① 戸籍謄本 (事実婚の場合は不要) ② 相手方について必要な書類 (14、15ページ参照)
児童扶養手当証書を更新した	児童扶養手当受給者証
児童扶養手当の受給者資格を喪失した	児童扶養手当を喪失したことが分かる通知など
障がい者(児)手帳等を取得・更新または喪失した	《取得・更新の場合》 障害者手帳等(※)の写し 《喪失の場合》 喪失したことが分かる通知など

(次のページにつづく)

(前ページからのつづき)

主な変更の内容 (家庭の状況等に関すること)	提出書類
市町村民税の申告または修正申告をした	申告書の控え または 税務課で発行の申告済半券の写し
保護者のいずれかが市外在住となった	該当する保護者の住民票謄本の写し
申請児童の兄弟姉妹が右記の対象施設に通うことになった	施設等在籍証明書 《対象施設》 特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、児童発達支援施設、医療型児童発達支援施設、市外の幼稚園
同一住所・建物内に住む親族等と生計を別にした	生計が別であることがわかるもの (例)光熱費等の領収書、賃貸借契約書、家賃領収書などの写し
その他家庭の状況の変更	変更の内容がわかる書類

▼手続が必要な場合の例(就労状況など、保育の必要性に関すること。1号のみの場合は不要)

主な変更の内容 (保育の必要性に関すること)	提出書類
<ul style="list-style-type: none"> ・就労状況が変わった(勤務時間、勤務日数、通勤時間、夜勤、単身赴任、勤務地、雇用期間更新など) ・Wワークを始めた、やめた 	<p>①就労証明書 自営業等の場合は、②③も提出</p> <p>②就労状況申告補助票(2・3号認定用)</p> <p>③その他事業を行っていることが客観的にわかる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業収入申告・専従者申告をしているなど、税申告内容で就労の事実が確認できる場合→不要 ・最近新規開業した場合→「開廃業等届出書(控)」の写し、「営業許可証」の写しなど事業開始がわかるもの+直近3か月の収支内訳書の写しなど収支がわかるもの ・新規で農業を始めた場合→「農業従事者資格証明書」など農業従事者であることがわかるもの+直近3か月の収支内訳書の写しなど収支がわかるもの ・個人受託者→「業務請負(受託)契約書」の写しなど請負(受託)内容がわかるもの+直近3か月の収支内訳書(給与・報酬の明細)の写しなど ・上記以外→直近3か月の収支内訳書または給与・報酬の明細の写しなど
病気休業、産前産後休業、育児休業、介護休業等を取得した(から復帰した)、期間延長した	就労証明書 ※ 自営業や勤務先に各種休業制度がなく一時的に離職する場合は、後述の書類を提出してください。
妊娠・出産した(勤務先で産休・育休を取得する場合をのぞく)	親子健康手帳(母子手帳) の写し

(前ページからのつづき)

主な変更の内容 (保育の必要性に関すること)	提出書類
・病気、けが又は入院した ・心身障がい等で就労できなくなった (勤務先で病休を取得する場合をのぞく)	《疾病・負傷等》 診断書(世帯員用) 《心身障がい等》 ①障がい状況等申告書 ②障害者手帳等の写し又は診断書(世帯員用)
・介護看護することとなった(勤務先で介護・看護休業を取得する場合をのぞく)	①介護・看護状況申告書 ②介護・看護を受けている者の診断書(被介護・看護者用)、障害者手帳等(※)または要介護認定証の写し
・災害復旧活動をする事となった	①公的機関が発行するり災・被災証明書等 ②災害復旧に当たる日数・時間等が確認できるもの
・求職活動、起業準備をすることとなった	①就労誓約書 ②ハローワークで求職活動をしている場合→ハローワークカード、ハローワーク受付票の写し ③起業準備中の場合→起業計画書、起業活動スケジュール、契約書など起業内容がわかるもの
・学校等や職業訓練校に通うこととなった	①在学証明書 ②名護市の指定様式以外の在学証明書を提出する場合→授業・訓練等の日数・時間及び卒業(修了)予定年月日が確認できるもの(カリキュラム等)
・産後5か月後も弟・妹を家庭保育するため、みなし育休を適用したい	親子健康手帳(母子手帳)の写し
・その他保護者の状況の変更	変更の内容がわかる書類(事前にご相談ください。)

※ 障害者手帳等・・・身体障害者手帳、特別児童扶養手当の受給を確認できる書類、療育手帳、障害基礎年金証書、精神障害者保健福祉手帳など

世帯増となった者の必要書類



① 『マイナンバー届出書』+本人確認書類

結婚・事実婚相手のマイナンバーを届出する必要があります。本人確認書類は、次のとおりです。

番号確認のための書類	次のうち1点(申請保護者のもの) 個人番号カード、個人番号通知カード、個人番号記載の住民票の写し
身元確認のための書類	〈A 顔写真付きの証明書〉申請保護者のもの・・・次のうち1点 個人番号カード、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、障害者手帳等、その他公的機関から発行されたもの または 〈B 顔写真なしの証明書〉申請保護者のもの・・・次のうち2点 健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当の受給を確認できる書類、生活保護受給者証、医療費助成受給者証、印鑑登録証明書、社員証など

代理申請(祖父母等 代わりに窓口で申請)の 場合に必要書類	①『委任状』 ②申請保護者の番号確認のための書類 ③代理申請者の身元確認のための書類
-------------------------------------	--------------------------------------------------

※ 施設経由で提出する場合、本人確認書類は、コピーの添付が必要です。窓口で申請する場合は、提示を受けて職員が確認を行います。

※ 本人確認書類は、現在の住民票に記載されている情報と一致するものです。

(2) 結婚・事実婚相手が該当する場合に必要な書類

状況	必要な書類
障がい者である場合	次のうち交付されているものの写し 身体障害者手帳、特別児童扶養手当の受給を確認できる書類、療育手帳、障害基礎年金証書、精神障害者保健福祉手帳など
市外在住である場合	相手方の住民票謄本の写し
・米軍人など日本国内で税申告が なかった場合 ・国外で収入があった場合	《保育施設等を4月～8月に利用するとき》 2023年1月～12月の収入がわかる書類(W-2(2023)など) 《保育施設等を9月～3月に利用するとき》 2024年1月～12月の収入がわかる書類(W-2(2024)など)

※ 上記に記載がない書類も必要に応じて求めることがあります。

(3) 同居人が該当する場合に必要な書類

状況	必要な書類
障がい児(者)である場合	次のうち交付されているものの写し 身体障害者手帳、特別児童扶養手当の受給を確認できる書類、療育手帳、障害基礎年金証書、精神障害者保健福祉手帳など
同一住所・建物内であるが、生計 が別である場合	生計が別であることがわかるもの (例)光熱費等の領収書、賃貸借契約書、家賃領収書などの写し ※ 提出がない場合は、生計同一の同居人として扱う場合があります。

(4) 保育必要性の確認書類(預かり保育利用者(施設等利用給付認定を受けている場合))

結婚・事実婚相手については、該当する事由に応じた書類の提出が必要です。(10、11ページ参照)

現況届について

上記1の変更がない場合でも、認定を受けている方は、毎年度1回、「保育の必要性」や「世帯の状況」を確認するため、「現況届」の提出が必要です。

名護市では、毎年度6～7月頃に現況届の提出をお願いしています。利用している施設を通してお知らせしますので、必ず提出していただきますようお願いいたします。



7 広域利用について

広域利用とは、①住所登録が名護市のまま、名護市外の幼稚園・認定こども園を利用すること、②住所登録が名護市外のまま、名護市の幼稚園・認定こども園を利用することをいいます。

どちらの場合でも、住所登録がある市区町村で認定を受け、利用する幼稚園・認定こども園と協議を行う必要がありますので、広域利用を考えている場合は早めに相談していただきますようお願いいたします。

①住所登録が名護市のまま、名護市外の幼稚園・認定こども園を利用する場合(広域委託)

事前に利用を希望する名護市外の幼稚園・認定こども園の受入状況や申込期間などについて、直接施設に確認してください。名護市外の幼稚園・認定こども園が利用可能となった場合は、利用開始前までに名護市から必要な認定を受ける必要がありますので、早めに名護市の保育・幼稚園課で手続きをお願いいたします。

②住所登録が名護市外のまま、名護市の幼稚園・認定こども園を利用する場合(広域受託)

①と同様に、事前に利用を希望する名護市内の幼稚園・認定こども園の受入状況や申込期間などについて、直接施設に確認してください。

利用可能である場合は、利用開始前までに住所登録がある市区町村から必要な認定を受ける必要があります。いつまでに手続きすれば良いかなどは、各市区町村によって異なるため、事前に住所登録がある市区町村に相談するようお願いいたします。

また、名護市の幼稚園・認定こども園を利用している方が名護市外に転出した後も、そのまま在園する幼稚園・認定こども園を利用したい場合は、広域受託に該当しますので、名護市の保育・幼稚園課にご相談ください。



memo

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

8 保護者負担額(保育料)等について

(1) 保育料の無償化・算定方法について

令和元年10月1日から国の幼児教育・保育の無償化が始まり、幼稚園・認定こども園を利用する満3歳以上の子どもについては、保育料が0円となりました。

そのため、名護市の幼稚園・認定こども園を利用する子どもについて保育料の負担は発生しませんが、後述の副食費免除者の決定や名護市幼保助成事業・名護市学校給食事業による給食費の助成金額算出のため、今後も階層認定を行なう必要がありますので、名護市への必要書類の提出や関係機関への届出(市町村民税の申告など)は、必要となります。

保育料の算定方法(階層認定)は、次の要件により決定されます。

1 世帯の市区町村民税課税額	全ての保護者および家計の主宰者となる者の税額を合算
2 子どもの順番(第何子か)	・低所得世帯等の子どもは順番の関係なし ・低所得世帯以外は小学校3年生以下をカウント
3 被保護世帯かどうか	・生活保護、中国残留邦人等の支援給付を受けている世帯 ・里親世帯 など
4 要保護世帯かどうか	ひとり親世帯・障がい者(児)がいる世帯で、市町村民税課税額が77,101円未満の世帯 など

(2) 世帯の市区町村民税課税額

保育料算定(階層認定)のため使用する市町村民税課税額は毎年9月に切り替わります。

令和7年4月～8月の保育料	令和6年度の市町村民税課税額で算定 (令和5年1月～令和5年12月の所得)
令和7年9月～令和8年3月の保育料	令和7年度の市町村民税課税額で算定 (令和6年1月～令和6年12月の所得)

※ 配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除などの適用を受ける前の金額で算定します。

(3) 家計の主宰者

保育料を算定(階層認定)する際に、保護者の収入金額が、生活基準額未満となる場合は、同居している祖父母等のうち、収入金額が最も多い者を家計の主宰者として考え、当該家計の主宰者の収入を合算して保育料を算定(階層認定)する必要があります。

世帯分離をしている場合でも、同一住所または同一建物に居住する人は同居人として考えます(10ページ参照)ので、同居人の収入状況等を調査することがあります。

同居する祖父母等が家計の主宰者となった場合でも、直近3か月の保護者の収入が生活基準額を超え、今後もその収入が見込めるときは、保護者のみの収入で保育料を算定(階層認定)しますので、保育・幼稚園課にご連絡をお願いします。(保護者からの申出が必要です。)

(4) 税の申告をしていない世帯、または課税状況が不明な世帯

下に該当する世帯は、市町村民税課税額がわからないため、保育料の算定(階層認定)をすることができません。必要な手続や書類を提出しない場合は、保育施設等の退園となることがありますので、必ず申告・必要書類の提出をお願いします。

- ① 税の申告をしていない
- ② 1月1日時点で名護市に住民登録がなく、住民登録があった自治体で税の申告をしていない
- ③ 国外で就労または軍に所属し、収入がわかる証明書(W-2等)を提出していない

(5) 子どもの順番の教え方

保育料の算定(階層認定)において、何番目の子どもとするかどうかを決める際に、所得に応じてカウントする年齢に制限があります。

市町村民税課税額	カウントの対象となる子ども
市町村民税課税額が「77,100円未満」(階層区分3-3階層以下)	・子どもの順番関係なし
上記以外の世帯	・生計が同一の小学校3年生以下の小学生 ・対象施設(※)を利用する小学校就学前子ども

※ 対象施設・・・認定こども園、幼稚園(新制度・未移行いずれも)、特別支援学校幼稚園部、保育所(利用定員が20名以上)、地域型保育事業(特例保育含む)、企業主導型保育施設、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅型児童発達支援、児童心理治療施設

(6) 保育料の滞納世帯について(申込児童の兄姉の保育料など)

名護市幼保助成事業が開始した平成30年8月以前の保育料(公立幼稚園の保育料を含む。)について、滞納がある方は必ず納付していただきますようお願いいたします。

また、保育料の滞納がある世帯については、地方税法の滞納処分の例により、次のような処分がされることがあります。

- ① 財産の調査(金融機関や勤務先への照会等)
- ② 差し押さえ等の強制徴収
- ③ 児童手当からの強制徴収(特別徴収) ※公立幼稚園をのぞく

(7) 給食費について

給食費は、主食費(米、パン等の主食)と副食費(おかず、おやつ等)の合計額であり、その金額は、各施設が定め、保護者から徴収します。

幼稚園・認定こども園については、市町村民税の所得割額が77,101円未満の世帯の子どもと所得割額に関係なく第3子については、副食費が免除されます。

名護市では、名護市幼保助成事業・名護市学校給食事業により、実際の保護者の給食費負担額を無償としていますが、助成金の上限額を超える額で給食費を設定している施設については、各施設から超過分の給食費用が徴収されることがあります。(副食費免除者は、副食費全額免除のため、超過分を徴収されることはありません。)



第3 旧幼稚園を無償で利用する

第3 旧幼稚園を無償で利用する

1 必要な認定の種類

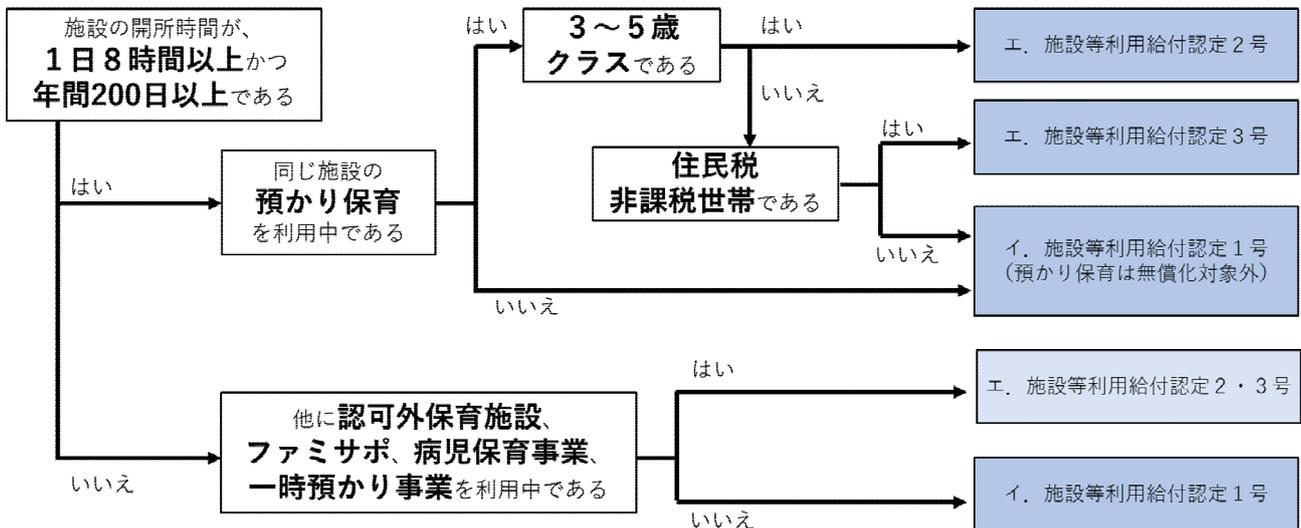
令和元年10月から、国の幼児教育・保育無償化の制度がスタートしました。

この制度により、満3歳以上の子どもについて、『施設等利用給付認定1号』を受けることで、子ども・子育て支援新制度に未移行である幼稚園(「旧幼稚園」と呼びます。名護市内はうみのほし幼稚園のみ)の保育料が無料(上限額あり)となりました。

旧幼稚園での預かり保育の利用料については、『施設等利用給付認定2号または3号』を受けることにより、利用料が無料(上限額あり)となります。

▼必要な認定の種類

市内外の新制度未移行幼稚園 (満3歳以上)



預かり保育を無償で利用するためには、『施設等利用給付認定2・3号』を受ける必要があります。無償化の実施方法(仕組み)などは、36ページ以降に記載しています。

※ もともと預かり保育の利用料が0円である場合は『施設等利用給付認定2・3号』を受ける必要はありません。

※ 『施設等利用給付認定2・3号』を受けていないと、預かり保育が利用できないわけではありません。

(例)通常の利用料は無償化対象とし、預かり保育は有償で利用する → 施設等利用給付認定1号でOK



memo

2 手続きの流れ

①利用内定後(または利用中)、名護市に認定申請

- 旧幼稚園の利用が内定後(または利用中の方は)、名護市から認定を受けることによって利用料が無償(上限額あり)になります。認定の申請は施設経由で行うことも可能ですが、施設によっては、保育・幼稚園課窓口へ直接申請する必要がありますので、事前に確認をお願いします。(認定申請については本ページと次のページ参照)

②認定決定、利用開始

- 認定申請の審査後、認定決定通知を郵送します。必要に応じて施設に認定決定通知を提示してください。
- 認定決定日から無償化の対象となります。認定決定前に利用していた日数分の料金は無償となりませんので、ご注意ください。

※ 無償化の実施方法は、施設によって異なり、①1度利用料を払った後に名護市から利用料分が振り込まれる方法(償還払い)と②保護者から利用料を徴収しなかった施設に名護市が直接支払う方法(法定代理受領)があります。詳細は、35ページ以降を確認してください。

3 給食費の免除について

国が実施する「実費徴収に係る補足給付を行う事業」と名護市独自の「幼保助成事業」により、給食費の一部が無償(上限額あり)となります。(市内と市外の旧幼稚園で無償化の範囲が次の表のとおり異なります。)

施設の区分	要件	無償化の対象範囲
市内の旧幼稚園	・生活保護世帯、里親世帯 ・市町村民税所得割合算額77,101円未満の世帯 ・小学校3年生以下の子どもから数えて3番目以降の子ども など	・主食費は「幼保助成事業」により無償 ・副食費は「実費徴収に係る補足給付を行う事業」により無償
	上記以外の世帯	主食費も副食費も「幼保助成事業」により無償
市外の旧幼稚園	・生活保護世帯、里親世帯 ・市町村民税所得割合算額77,101円未満の世帯 ・小学校3年生以下の子どもから数えて3番目以降の子ども など	副食費のみ「実費徴収に係る補足給付を行う事業」により無償(主食費は保護者負担)
	上記以外の世帯	無償化対象外

※給食費＝主食費＋副食費

世帯の所得や状況に応じて、無償の対象になるか、また、どちらの事業の対象になるか判定するため、施設等利用給付認定の申請と同時に、給食費免除対象の確認申請をする必要があります。

4 認定の申請方法

(1) 受付期間

受付期間	～利用開始日まで(提出された書類の審査が必要ですので、利用開始日の10日前までの提出にご協力をお願いします。)
------	---------------------------------------------------------

- ※ 利用開始後の申請も可能ですが、申請前の利用料については無償化の対象にはなりません。
- ※ 4月から利用開始する場合は、対象人数が多いため、期間を指定することがあります。

(2) 受付場所(申請書提出先)・受付時間

受付時間	8:30 から 17:15 まで (12:00～13:00の間は、対応できる職員の人数が少ないため、お待ちいただくことがあります。)
受付場所	〒905-8540 名護市港一丁目1番1号 名護市 保育・幼稚園課 保育係 窓口 (本庁舎西側1階)

5 認定申請に必要な書類(給食費免除対象の確認申請も含む)

- ※ 『』で書かれた書類は、必ず名護市指定の様式で提出してください。
- ※ 証明日(発行日)がある書類の有効期限は、3か月です。(受給者証など一部書類をのぞく)

A 全ての方が必要な書類

全ての方が必要な書類

- ① 『名護市(教育・保育、施設等利用)給付認定申請書』(申請児童につき1部)
- ② 『名護市未移行幼稚園副食費給付金交付認定申請書 兼 名護市未移行幼稚園食材料費助成金交付認定申請書』(申請児童につき1部)
- ③ 『マイナンバー届出書』(世帯につき1部)+本人確認書類(※)

※ 本人確認書類は、次のとおりです。

本人 確 認 書 類	番号確認のための書類	次のうち1点(申請保護者のもの) 個人番号カード、個人番号通知カード、個人番号記載の住民票の写し
	身元確認のための書類	〈A 顔写真付きの証明書〉申請保護者のもの…次のうち1点 個人番号カード、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、障害者手帳等、その他公的機関から発行されたもの または 〈B 顔写真なしの証明書〉申請保護者のもの…次のうち2点 健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当の受給を確認できる書類、生活保護受給者証、医療費助成受給者証、印鑑登録証明書、社員証、学生証、本人名義の預金通帳など
	代理申請(祖父母等が代わりに窓口で申請)の場合に必要な書類	①『委任状』 ②申請保護者の番号確認のための書類 ③代理申請者の身元確認のための書類

- ※ 保育施設等や幼稚園の手続のため、保育・幼稚園課に提出済である場合、③は不要です。
- ※ 本人確認書類は、現在の住民票に記載されている情報と一致するものです。

該当する人が必要な書類

保育施設等や幼稚園の手続のため、3か月以内に該当する書類を提出している場合は、提出不要です。

状況	必要な書類
生活保護を受けている世帯	生活保護受給証明書(全世帯員記載のもの)
中国残留邦人等の支援給付を受けている世帯	支援給付受給証明書
里親世帯	里親委託証明書(児童相談所発行のもの)
ひとり親世帯	① 《児童扶養手当受給中》 ・児童扶養手当受給者証の写し 《児童扶養手当受給していない人》下記のうち1つ ・児童扶養手当認定通知書など受給資格がわかる書類の写し ・母子及び父子家庭等医療費助成受給者証の写し ・戸籍謄本(離婚日または未婚であることの確認) ② 申請児童と保護者の健康保険証の写し
事実婚相手がいる世帯	事実婚相手を保護者として扱うため、各種必要な書類
保護者のいずれかが ・米軍人など日本国内で税申告がなかった場合 ・国外で収入があった場合	《施設を4月～8月に利用するとき》 2023年1月～12月の収入がわかる書類(W-2(2023)など) 《施設を9月～3月に利用するとき》 2024年1月～12月の収入がわかる書類(W-2(2024)など)
申請児童の保護者または兄弟姉妹が市外在住	市外に在住する方の住民票謄本の写し
申請児童の兄弟姉妹が右記の施設等を利用している場合	『施設等在籍証明書』 《対象施設》 特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、児童発達支援施設、医療型児童発達支援施設、市外の幼稚園 ※ 認定開始日の前までに卒園(利用終了)予定の場合は不要
同一住所・建物内に生計が別である親族等(同居人)がいる場合	生計が別であることがわかるもの (例)光熱費等の領収書、賃貸借契約書、家賃領収書などの写し

【注意！同居人とは】

子ども・子育て支援新制度では、同一世帯でない(世帯分離している)場合でも、同一住所・同一建物に居住する人を同居人として取り扱うこととされています。

(例)住民票上「〇〇〇」と「〇〇〇2階」で分かれている→同居人として扱います。

同一住所内に建物が2棟あり、それぞれで別世帯が住んでいる→同居人として扱います。

B 施設等利用給付認定2・3号(預かり保育無償化)の方の追加資料

① 保育を必要とする証明書(世帯につき1部・保護者それぞれ必要)

10ページのBの①と同じですので、当該ページを確認してください。

6 認定決定後に必要な手続

保護者の就労状況や家庭の状況など、申請したときと状況が変わった場合は、必ず窓口で手続が必要です。変更があるにもかかわらず手続がない場合は、虚偽の申請となるため、認定取消となることがあります。

▼手続が必要な場合の例(世帯や家庭の状況に関すること)

主な変更の内容 (家庭の状況等に関すること)	提出書類
・名護市外に転出する	変更届 (転出後も引続き同じ施設を無償で利用する場合は、改めて転出先の市区町村から認定を受ける必要があります ので、事前にご相談ください)
・施設を退園する	在園している施設で退園の手続をしてください
・名護市内で転居した ・世帯構成に変更があった(同居家族の増減、離婚・結婚、単身赴任等) ・電話番号に変更があった	変更届 (世帯員増の場合→27、28ページ参照)
・預かり保育を無償で利用する(1号→2・3号) ・預かり保育を無償で利用していたが、利用しなくなる(2・3号→1号)	《1号→2・3号の場合》 認定変更申請書+保育を必要とする証明書 《2・3号→1号の場合》 認定変更申請書
ひとり親家庭となった	《離婚、死別、未婚の場合》 ① 戸籍謄本 ② 健康保険証の写し (保護者と児童) ※①②について、発行元の都合で事実発生月内に提出ができない場合は、先に「変更届」のみ提出してください。 ③ 児童扶養手当受給者証 (受給者のみ) ※証書が出来次第、後日提出してください 《別居、別生計で離婚調停または裁判中の場合》 調停期日通知書など、事実が確認できる書類の写し
・結婚した ・事実婚状態となった	① 戸籍謄本 (事実婚の場合は不要) ② 相手方について必要な書類 (27、28ページ参照)
保護者のいずれかが市外在住となった	該当する保護者の 住民票謄本の写し
生活保護を受けることとなった、または受給の停止・廃止となった	生活保護受給証明書 (全世帯員記載のもの)
市町村民税の申告または修正申告をした	申告書の控え または 税務課で発行の申告済半券の写し
同一住所・建物内に住む親族等と生計を別にした	生計が別であることがわかるもの (例)光熱費等の領収書、賃貸借契約書、家賃領収書などの写し
その他家庭の状況の変更	変更の内容がわかる書類

▼ 手続が必要な場合の例(就労状況など、保育の必要性に関すること。**2・3号のみ必要な手続**)

主な変更の内容 (保育の必要性に関すること)	提出書類
<ul style="list-style-type: none"> ・就労状況が変わった(勤務時間、勤務日数、通勤時間、夜勤、単身赴任、勤務地、雇用期間更新など) ・Wワークを始めた、やめた 	<p>①就労証明書 自営業等の場合は、②③も提出</p> <p>②就労状況申告補助票(2・3号認定用)</p> <p>③その他事業を行っていることが客観的にわかる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業収入申告・専従者申告をしているなど、税申告内容で就労の事実が確認できる場合→不要 ・最近新規開業した場合→「開廃業等届出書(控)」の写し、「営業許可証」の写しなど事業開始がわかるもの+直近3か月の収支内訳書の写しなど収支がわかるもの ・新規で農業を始めた場合→「農業従事者資格証明書」など農業従事者であることがわかるもの+直近3か月の収支内訳書の写しなど収支がわかるもの ・個人受託者→「業務請負(受託)契約書」の写しなど請負(受託)内容がわかるもの+直近3か月の収支内訳書(給与・報酬の明細)の写しなど ・上記以外→直近3か月の収支内訳書または給与・報酬の明細の写しなど
<p>病気休業、産前産後休業、育児休業、介護休業等を取得した(から復帰した)、期間延長した</p>	<p>就労証明書</p> <p>※ 自営業や勤務先に各種休業制度がなく一時的に離職する場合は、後述の書類を提出してください。</p>
<p>妊娠・出産した(勤務先で産休・育休を取得する場合をのぞく)</p>	<p>親子健康手帳(母子手帳)の写し</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・病気、けが又は入院した ・心身障がい等で就労できなくなった(勤務先で病休を取得する場合をのぞく) 	<p>《疾病・負傷等》→診断書(世帯員用)</p> <p>《心身障がい等》</p> <p>①障がい状況等申告書</p> <p>②障害者手帳等の写し又は診断書(世帯員用)</p>
<p>・介護看護することとなった(勤務先で介護・看護休業を取得する場合をのぞく)</p>	<p>①介護・看護状況申告書</p> <p>②介護・看護を受けている者の診断書(被介護・看護者用)、障害者手帳等(※)または要介護認定証の写し</p>
<p>・災害復旧活動をする事となった</p>	<p>①公的機関が発行するり災・被災証明書等</p> <p>②災害復旧に当たる日数・時間等が確認できるもの</p>
<p>・求職活動、起業準備をすることとなった</p>	<p>①就労誓約書</p> <p>②ハローワークで求職活動をしている場合→ハローワークカード、ハローワーク受付票の写し</p> <p>③起業準備中の場合→起業計画書、起業活動スケジュール、契約書など起業内容がわかるもの</p>

(次のページにつづく)

(前ページからのつづき)

主な変更の内容 (保育の必要性に関すること)	提出書類
・学校等や職業訓練校に通うこととなった	①在学証明書 ②名護市の指定様式以外の在学証明書を提出する場合→授業・訓練等の日数・時間及び卒業(修了)予定年月日が確認できるもの(カリキュラム等)
・産後5か月後も弟・妹を家庭保育するため、みなし育休を適用したい	親子健康手帳(母子手帳)の写し
・その他保護者の状況の変更	変更の内容がわかる書類(事前にご相談ください。)

※ 障害者手帳等・・・身体障害者手帳、特別児童扶養手当の受給を確認できる書類、療育手帳、障害基礎年金証書、精神障害者保健福祉手帳など

世帯増となった者の必要書類



(1) 結婚・事実婚相手の『マイナンバー届出書』+本人確認書類

結婚・事実婚相手のマイナンバーを届出する必要があります。本人確認書類は、次のとおりです。

番号確認のための書類	次のうち1点(申請保護者のもの) 個人番号カード、個人番号通知カード、個人番号記載の住民票の写し
身元確認のための書類	〈A 顔写真付きの証明書〉申請保護者のもの・・・次のうち1点 個人番号カード、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、障害者手帳等、その他公的機関から発行されたもの または 〈B 顔写真なしの証明書〉申請保護者のもの・・・次のうち2点 健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当の受給を確認できる書類、生活保護受給者証、医療費助成受給者証、印鑑登録証明書、社員証など
代理申請(祖父母等が代わりに窓口で申請)の場合に必要な書類	①『委任状』 ②申請保護者の番号確認のための書類 ③代理申請者の身元確認のための書類

※ 施設経由で提出する場合、本人確認書類は、コピーの添付が必要です。窓口で申請する場合は、提示を受けて職員が確認を行います。

※本人確認書類は、現在の住民票に記載されている情報と一致するものです。

(2) 結婚・事実婚相手が該当する場合に必要な書類

状況	必要な書類
市外在住である場合	相手方の住民票謄本の写し
令和6年1月1日時点で名護市外に住所登録があった場合(※令和7年4～8月利用の場合)	該当する保護者の令和6年度所得課税証明書(総収入、税額、各種控除等記載の全項目入りのもの) ※ 発行する自治体によって名称が異なる場合があります。

令和7年1月1日時点で名護市外に住所登録があった場合(※令和7年9月以降利用の場合)	該当する保護者の 令和7年度所得課税証明書 (総収入、税額、各種控除等記載の全項目入りのもの) ※ 発行する自治体によって名称が異なる場合があります。
・米軍人など日本国内で税申告がなかった場合 ・国外で収入があった場合	《施設を4月～8月に利用するとき》 2023年1月～12月の収入がわかる書類(W-2(2023)など) 《施設を9月～3月に利用するとき》 2024年1月～12月の収入がわかる書類(W-2(2024)など)

※ 上記に記載がない書類も必要に応じて求めることがあります。

(3) 同居人が該当する場合に必要な書類

状況	必要な書類
同一住所・建物内であるが、生計が別である場合	生計が別であることがわかるもの (例)光熱費等の領収書、賃貸借契約書、家賃領収書などの写し ※ 提出がない場合は、生計同一の同居人として扱う場合があります。

(4) 保育必要性の確認書類(預かり保育利用者(2・3号認定を受けている場合))

結婚・事実婚相手については、該当する事由に応じた書類の提出が必要です。(10、11ページ参照)

現況届について

状況に変更がない場合でも、毎年度1回、「保育の必要性」や「世帯の状況」を確認するため、「現況届」の提出が必要です。給食費免除の対象確認のためにも、全世帯の提出が必要となります。

名護市では、毎年度6～7月頃に現況届の提出をお願いしています。利用している施設を通して、または郵送でお知らせしますので、必ず提出していただきますようお願いいたします。



第4 認可外保育施設等は無償で利用する

第4 認可外保育施設等が無償で利用する

1 無償の対象者と対象施設等

令和元年10月から、国の幼児教育・保育無償化の制度がスタートしました。

この制度により、3歳以上の子どもと、0～2歳児クラスの非課税世帯の子どもについて、『施設等利用給付認定』を受けることで、認可外保育施設等も無料(上限額あり)で利用できることとなりました。

また、名護市では、この制度がスタートする前から「名護市幼保助成事業」により名護市内の認可外保育施設を利用する子どもの利用料を独自に無料としていたため、令和元年10月以降も、国の無償化の対象外となる子どもについては「名護市幼保助成事業」により利用料の無償(上限額あり)の対象となります。

▼学齢(クラス)と保護者の所得によって、無償化の根拠が異なります。

学齢 (クラス)	世帯の課税状況		満年齢
	課税世帯	非課税世帯	
5歳児 クラス	国の無償化対象 (施設等利用給付認定2号) 上限37,000円		6歳
4歳児 クラス			5歳
3歳児 クラス			4歳
2歳児 クラス	幼保助成事業対象 (教育・保育給付認定2・3号) 上限42,000円	国の無償化対象 (施設等利用給付認定3号) 上限42,000円	3歳
1歳児 クラス			2歳
0歳児 クラス			1歳
			0歳



【幼保助成事業により無償の対象となる認可外保育施設等】

対象となる

名護市内の認可外保育施設(幼保助成事業の対象と指定されたもの)

対象とならない

名護市内の認可外保育施設(幼保助成事業の対象と指定されていないもの)、名護市外の認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり保育事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業 など

※ 国の無償化の対象施設等は、3ページを参照してください。

※ 企業主導型保育施設は国から助成を受けて直接無償化を実施しているため、上の図の中で「国の無償化対象」となる方のうち、企業主導型保育施設を利用している方は、名護市から施設等利用給付認定を受ける必要がありません。

※ 令和6年10月から指導監督基準を満たさない認可外保育施設は無償化の対象外となります。

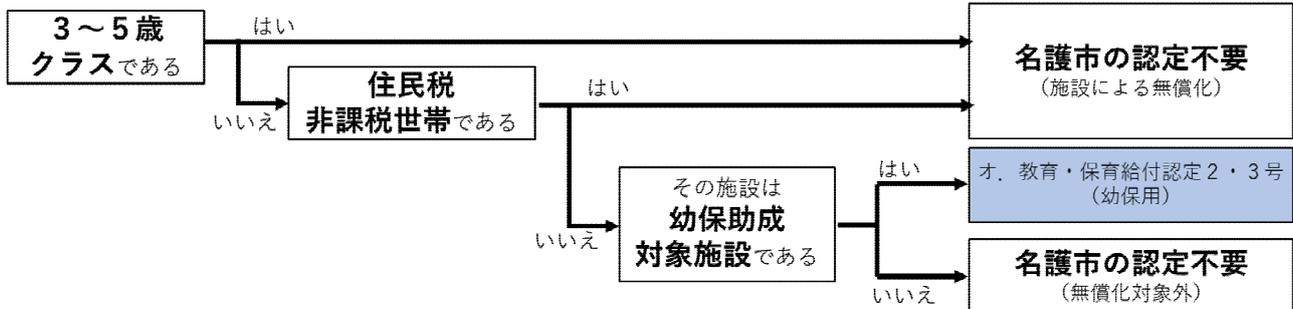
2 必要な認定の種類

前のページのとおり、認可外保育施設等(認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり保育事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業)を無償で利用できる方には「国の無償化対象の方」と「幼保助成事業対象の方」の2種類があります。それぞれ必要な認定の種類が違いますので、下記の図で確認してください。

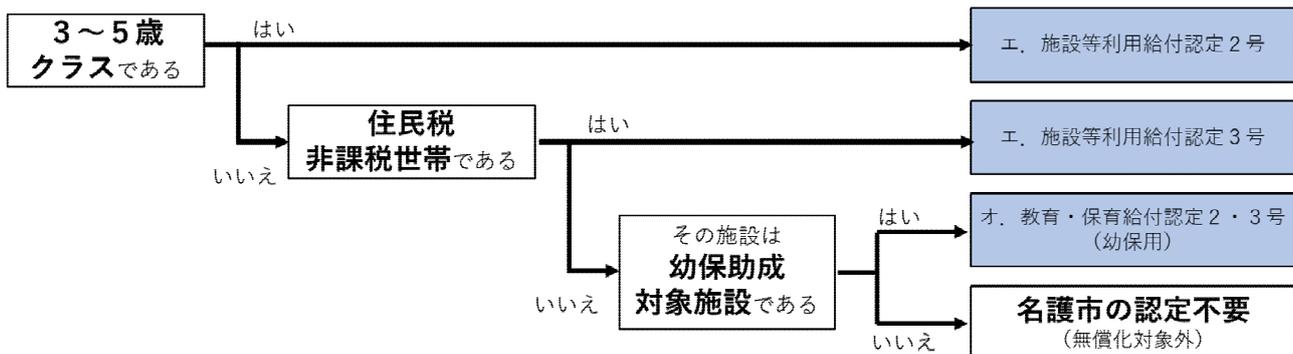
▼必要な認定の種類

企業主導型保育施設（従業員枠利用）

※地域枠利用の方は「ウ、教育保育給付認定2・3号」も必要です。



認可外保育施設・ファミサポ・病児保育・一時預かり保育



3 手続の流れ

①利用内定後(または利用中)、名護市に認定申請

- 認可外保育施設等の利用が内定後(または利用中の方は)、名護市から認定を受けることによって利用料が無償(上限額あり)になります。認定の申請は保育・幼稚園課窓口へ直接申請する必要があります。(認定申請については次のページ参照)

②認定決定、利用開始

- 認定申請の審査後、認定決定通知を郵送します。必要に応じて施設に認定決定通知を提示してください。
- 認定決定日から無償化の対象となります。認定決定前に利用していた日数分の料金は無償となりませんので、ご注意ください。

※ 無償化の実施方法は、施設によって異なり、①1度利用料を払った後に名護市から利用料分が振り込まれる方法(償還払い)と②保護者から利用料を徴収しなかった施設に名護市が直接支払う方法(法定代理受領)があります。詳細は、36ページ以降を確認してください。

4 認定の申請方法

(1) 受付期間

受付期間	利用開始月の1日まで(提出された書類の審査が必要ですので、10日前までの提出にご協力をお願いします。)
------	-----------------------------------------------------

※ 利用開始後の申請も可能ですが、申請前の利用料については無償化の対象にはなりません。

※ 4月から利用開始する場合は、対象人数が多いため、期間を指定することがあります。

(2) 受付場所(申請書提出先)・受付時間

受付時間	8:30 から 17:15 まで (12:00~13:00の間は、対応できる職員の人数が少ないため、お待ちいただくことがあります。)
受付場所	〒905-8540 名護市港一丁目1番1号 名護市 保育・幼稚園課 保育係 窓口 (本庁舎西側1階)

5 認定申請に必要な書類

※ 『』で書かれた書類は、必ず名護市指定の様式で提出してください。

※ 証明日(発行日)がある書類の有効期限は、3か月です。(受給者証、障害者手帳など一部書類をのぞく)

① 『名護市(教育・保育、施設等利用)給付認定申請書』(申込児童につき1部)

② 保育を必要とする証明書(世帯につき1部・保護者それぞれ必要)

事由	状況	必要な書類
	下記自営業等以外の就労	『就労証明書』 ※【就労証明書(簡易版)】記載要領を確認してください。
月64時間以上の就労(内定・復帰予定・各種休業中を含む。)	自営業等(農林水産業含む。)※株式会社、有限会社等は含まれない。	①『就労証明書』 ②『就労状況申告補助票(2・3号認定用)』 ③その他事業を行っていることが客観的にわかる書類 ・営業収入申告・専従者申告をしているなど、税申告内容で就労の事実が確認できる場合→不要 ・最近新規開業した場合→「開廃業等届出書(控)」の写し、「営業許可証」の写しなど事業開始がわかるもの+直近3か月の収支内訳書の写しなど収支がわかるもの ・新規で農業を始めた場合→「農業従事者資格証明書」など農業従事者であることがわかるもの+直近3か月の収支内訳書の写しなど収支がわかるもの ・個人受託者→「業務請負(受託)契約書」の写しなど請負(受託)内容がわかるもの+直近3か月の収支内訳書(給与・報酬の明細)の写しなど ・上記以外→直近3か月の収支内訳書または給与・報酬の明細の写しなど

妊娠・出産	妊娠中または産後5か月以内	親子健康手帳(表紙と分娩予定日または出生日記載ページ)の写し
疾病・障がい	疾病・負傷等により保育が困難	『診断書(世帯員用)』
	障がいにより保育が困難	①『障がい状況等申告書』 ②障害者手帳等(※)の写し又は『診断書(世帯員用)』
月64時間以上の介護・看護	同居親族等の介護・看護により保育が困難	①『介護・看護状況申告書』 ②介護・看護を受けている者の『診断書(被介護・看護者用)』、障害者手帳等(※)または要介護認定証の写し
災害復旧	災害復旧活動により保育が困難	①公的機関が発行するり災・被災証明書等 ②災害復旧に当たる日数・時間等が確認できるもの
求職活動	求職活動・起業準備中	①『就労誓約書』 ②ハローワークで求職活動をしている場合→ハローワークカードやハローワーク受付票の写し ③起業準備中の場合→起業計画書、起業活動スケジュール、契約書など起業内容がわかるもの
月64時間以上の就学	学校等・職業訓練校に通っている	①『在学証明書』 ②名護市の指定様式以外の在学証明書を提出する場合→授業・訓練等の日数・時間及び卒業(修了)予定年月日が確認できるもの(カリキュラム等)
その他	その他状況により保育が困難(DV・虐待のおそれを含む。)	状況に応じて必要な書類を案内しますので、保育・幼稚園課窓口にご相談してください。

※ 障害者手帳等…身体障害者手帳、特別児童扶養手当の受給を確認できる書類、療育手帳、障害基礎年金証書、精神障害者保健福祉手帳など

③ 『マイナンバー届出書』(世帯につき1部)+本人確認書類

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、認定申請にあたって、マイナンバーの提出が必要となりました。

※ 本人確認書類は、次のとおりです。

本人確認書類	番号確認のための書類	次のうち1点(申請保護者のもの) 個人番号カード、個人番号通知カード、個人番号記載の住民票の写し
	身元確認のための書類	〈A 顔写真付きの証明書〉申請保護者のもの…次のうち1点 個人番号カード、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード(有効期限内のもの)、障害者手帳等、その他公的機関から発行されたもの または 〈B 顔写真なしの証明書〉申請保護者のもの…次のうち2点 健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当の受給を確認できる書類、生活保護受給者証、医療費助成受給者証、印鑑登録証明書、社員証、学生証、本人名義の預金通帳など

代理申請(祖父母等が代わりに窓口で申請)の場合に必要な書類	①『委任状』 ②申請保護者の番号確認のための書類 ③代理申請者の身元確認のための書類
-------------------------------	--------------------------------------------------

※ 本人確認書類は、現在の住民票に記載されている情報と一致するものです。

④ 該当する方が必要な書類(世帯につき1部)

状況	必要な書類
里親世帯	里親委託証明書(児童相談所発行のもの)
ひとり親世帯	①《児童扶養手当受給中》 ・児童扶養手当受給者証の写し 《児童扶養手当受給していない人》下記のうち1つ ・児童扶養手当認定通知書など受給資格がわかる書類の写し ・母子及び父子家庭等医療費助成受給者証の写し ・戸籍謄本(離婚日または未婚であることの確認) ② 申請児童と保護者の健康保険証の写し
事実婚相手がいる世帯	事実婚相手を保護者として扱うため、各種必要な書類
↓3号認定(0～2歳児クラス)のみ必要なもの	
生活保護を受けている世帯	生活保護受給証明書(全世帯員記載のもの)
中国残留邦人等の支援給付を受けている世帯	支援給付受給証明書
令和6年1月1日時点で名護市外に住所登録があった場合(※令和7年4～8月利用の場合)	該当する保護者の令和6年度所得課税証明書(総収入、税額、各種控除等記載の全項目入りのもの) ※ 発行する自治体によって名称が異なる場合があります。
令和7年1月1日時点で名護市外に住所登録があった場合(※令和7年9月以降利用の場合)	該当する保護者の令和7年度所得課税証明書(総収入、税額、各種控除等記載の全項目入りのもの) ※ 発行する自治体によって名称が異なる場合があります。
・米軍人など日本国内で税申告がなかった場合 ・国外で収入があった場合	《施設を4月～8月に利用するとき》 2023年1月～12月の収入がわかる書類(W-2(2023)など) 《施設を9月～3月に利用するとき》 2024年1月～12月の収入がわかる書類(W-2(2024)など)

6 認定決定後に必要な手続

教育・保育給付認定(幼保用)や施設等利用給付認定2・3号を受けている方の就労状況や家庭の状況など、申請したときと状況が変わった場合は、必ず手続が必要です。

変更する(があった)にもかかわらず手続がない場合は、虚偽の申請となるため、認定取消となることがあります。

変更の例は25ページから28ページを参照してください。

第5 旧幼稚園・認可外保育施設等 の無償化方法

第5 旧幼稚園・認可外保育施設等の無償化方法

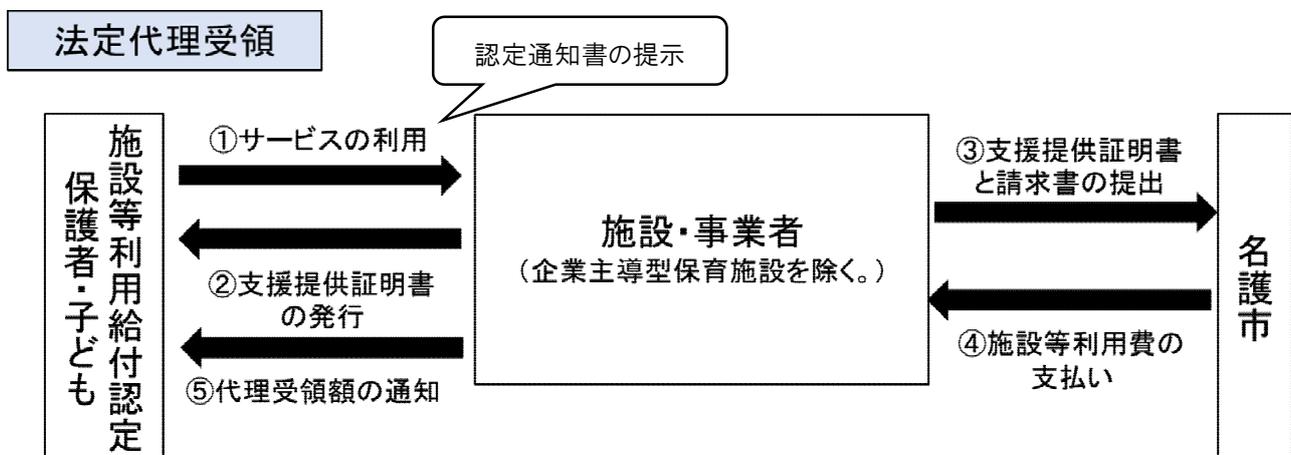
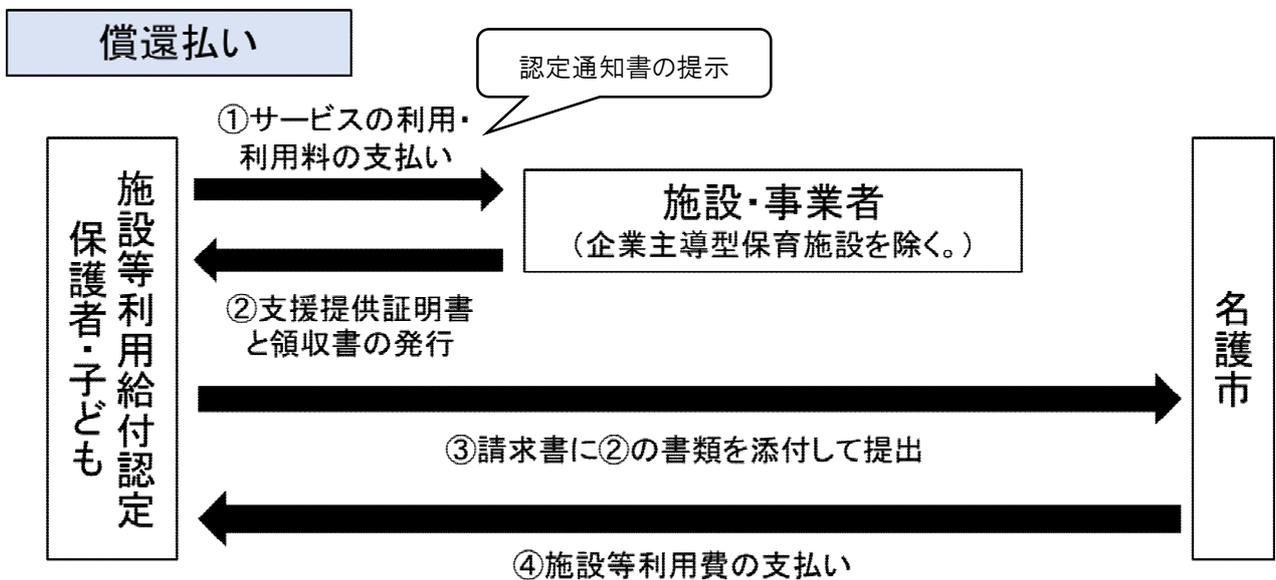
1 施設等利用給付費の支払方法(償還払いと法定代理受領)

国の無償化制度により、旧幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり保育事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用料は、『施設等利用給付認定』を受けていることにより、無償化の対象となります。(上限額あり。詳細は名護市HPまたは保育・幼稚園課にお問い合わせください。)

『施設等利用給付認定』を受けている保護者の子どもが、これらの施設や事業を利用することで発生した利用料のうち無償の対象分を『施設等利用給付費』として支給する仕組みとなります。

保護者が直接名護市に請求する方法を『償還払い』(いわゆる払い戻し)、利用した施設・事業者が保護者に代わって名護市に請求する方法を『法定代理受領』といいます。

基本的に名護市内の旧幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業の利用料は『法定代理受領』となっていますが、それ以外の施設・事業を利用した場合にどちらの支払方法になるかは、各施設・事業者または名護市保育・幼稚園課に確認してください。



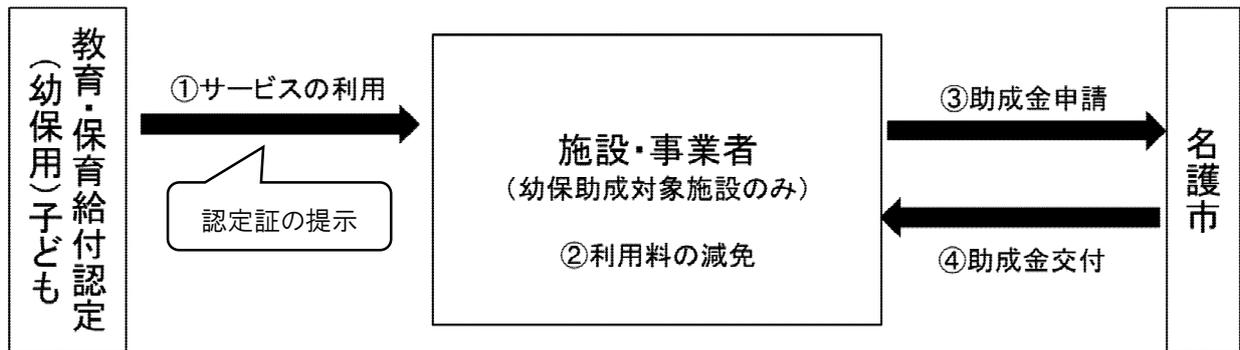
※ 認可外保育施設のうち、企業主導型保育施設は、国から助成を受けて無償化を実施するため、施設等利用給付認定を受ける要件を満たしている保護者の子どもは、上の図に該当せず、名護市から施設等利用給付認定を受けずに、施設利用料が無償となります。

2 幼保助成事業の無償化方法

名護市内の認可外保育施設(幼保助成対象外施設をのぞく)を利用して、国の無償化の対象とならない0～2歳クラスの課税世帯の子どもについては、名護市独自の幼保助成事業により無償化の対象となります。市外の認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり保育事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業は名護市幼保助成事業の対象ではありません。(30ページ参照)

名護市幼保助成事業では、認可外保育施設が教育・保育給付認定(幼保用)を受けている子どもの利用料を減免した場合に、その金額分の助成金を名護市が認可外保育施設等に交付する仕組みとなっています。

名護市幼保助成事業



3 償還払い(払い戻し)の手続方法

国の無償化対象で法定代理受領である場合や名護市幼保助成事業により、利用料が無償となる場合は、保護者が直接名護市に請求手続を行う必要はありませんが、『償還払い』の方法による施設・事業を利用した場合は、次のとおり保護者が名護市に請求手続を行う必要があります。

受付場所	〒905-8540 名護市港一丁目1番1号 名護市 保育・幼稚園課 給付係 窓口 (本庁舎西側1階)
提出書類	① 名護市子育てのための施設等利用費給付請求書(印鑑が必要です。) ② 名護市子育てのための施設等利用費計算書(※省略可能) 【添付資料】 ③ 振込先の通帳の写し ④ 請求内容がわかる領収書(利用した施設・事業者が発行) ⑤ 支援提供証明書(利用した施設・事業者が発行) ⑥ 活動報告書(ファミリー・サポート・センター事業利用時に発行) ※ファミリー・サポート・センター事業利用の場合、④、⑤は不要で⑥が必要です。

※ ②の計算書を省略した場合は、④～⑥の書類を基に名護市が代行して作成します。

注意(請求期限があります)

請求の受付時点で利用月から2年を経過した領収書は無効となり、償還払い(払い戻し)ができなくなりますので、注意してください

第6 よくある質問と回答(FAQ)

第6 よくある質問と回答（FAQ）

Q. 各種手続き(申請や変更手続)は、電話連絡でも良いですか？

本人確認ができないため、電話連絡、FAX、メール等での受付はしていません。保護者が書類を作成し、親族（祖父母）等の代理者が窓口で手続をすることは可能です。

Q. 電話番号や住所が変わりました。何か手続きが必要ですか？

保育・幼稚園課窓口で変更の手続をお願いします。各種通知の返送がある場合や、保護者に連絡が取れないことで現況が確認できず、認定の取消などの処分がされることがあります。

Q. 名護市外に転出後も無償化の対象となりますか？

『施設等利用給付認定』は、名護市に住所を有さなくなった日から取り消されます。

例えば3月20日に名護市外に転出した後も、3月31日まで施設・事業を利用していた場合、無償化の対象は3月19日までに利用していた分となります。3月20日から3月31日までの利用料を無償としたい場合は、住所登録がある市町村から『施設等利用給付認定』を受ける必要がありますので、**市外転出前**に名護市と転出先の市町村に相談をお願いします。

Q. 何度も書類の提出を求められますが、なぜですか？

保育必要性の状況(2・3号認定のみ)や家庭の状況が変更になったときは、変更になった内容がわかる書類の提出が必要です。

その他にも、育児休業取得(復帰)予定者が実際に育児休業を取得(復帰)したか、雇用期間が切れた方が雇用契約を更新したか、「疾病・障がい」事由の方の状況を半年ごとに確認、初めての就労先の場合は離職率が高いことから半年後に就労状況を確認するなど、名護市が必要と判断したときは、本利用案内書に記載がない場合でも必要な書類の提出を求められることがありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

Q. 市外の施設・事業を利用しても無償の対象になりますか？

『施設等利用給付認定』を受けている方は、名護市外の旧幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり保育事業の利用料も無償の対象となります。

ただし、月200時間以上預かり保育を実施している認定こども園、旧幼稚園または幼稚園に通っている子どもや、施設・事業所が所在する市町村から無償化の対象施設として認められていない施設・事業の利用料は、施設等利用給付認定を受けていても無償の対象とはなりません。